

あなたの意見で“しらか”は変わります。

# 審議会等委員募集

私たちが生活している町を住みよい町としていくためには、私たち自らがまちづくりに参画して知恵を出し合い、一つずつ行動に移していくことが必要です。その一つの方法として、協働のまちづくり条例では町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようという方の募集について定めています。

今回は、右記の各審議会等委員を募集します。

## 募集する審議会等と募集委員

- |                |    |
|----------------|----|
| ①白鷹町環境審議会委員    | 3人 |
| ②白鷹町社会教育委員     | 2人 |
| ③白鷹町文化財保護審議会委員 | 2人 |

### ■各審議会等委員について

#### ①白鷹町環境審議会委員

町の良好な環境の保全と創造、環境基本計画に関することなどについて審議する機関です。

#### ▼応募資格

- ①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方
- ②年2～4回程度開催される会議などに出席できる方
- ▼報酬 6000円/日（会議時間が4時間未満の場合は3000円/日）

#### ▼所管部署 町民課くらし環境係 ☎85-6131

#### ②白鷹町社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

#### ▼応募資格

- ①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方
- ②年5回程度の研修・会議などに出席できる方
- ▼報酬 1万6000円/年

#### ▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係

☎85-6146

#### ③白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用について、調査審議する機関です。

#### ▼応募資格

- ①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方
- ②年2～3回程度の会議などに出席できる方
- ▼報酬 1万6000円/年
- ▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎85-6146

#### ■任期

平成30年4月1日  
～平成32年3月31日

#### ■共通する応募資格

- (1)原則として、白鷹町他の審議会等の委員でないこと
- (2)白鷹町の議員及び職員でないこと
- (3)次の基準を満たす方
  - ①納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること
  - ②公民権を有していること
  - ③破産者で復権を得ない者でないこと
  - ④成年被後見人、被保佐人、

被補助人でないこと

⑤刑執行中の犯罪歴がないこと

⑥暴力団員等でないこと

#### ■応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、所管部署に提出してください。詳しい応募要項及び応募用紙は各所管部署に備えてあります。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

#### ■応募締切

3月5日（月）

※当日消印有効

#### ■選考方法

審議会等委員選考審査会で

審査のうえ選考します。

#### ■審査結果

応募者全員に通知します。

#### ■その他

各審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されますので、白鷹町個人情報保護条例第3条第2項の適用を受けるとともに、同条例の規定に違反した場合（職務上知り得た個人の秘密を漏らした場など）は罰則の対象となります。

#### 【問い合わせ】

各審議会等の所管部署